

よくあるご質問（リワーク（職場復帰）支援）

Q1：どんな人が利用できますか？

→民間企業をうつ病等により休職中の方で、病状が回復期にあり、職場復帰を目指す方が対象になります。リワーク支援の開始については本人・主治医・事業所の3者合意が必要になります。すでに退職した方（退職予定の方）はご利用いただけません。

Q2：公務員は利用できないとききましたが・・・

→公務部門(国や地方公共団体)は、当センターの支援対象とならないため、ご利用いただけません。

Q3：リワーク支援はどうやって申し込めばよいのでしょうか？

→定期的に「リワーク支援説明会」を開催しております。(月2回程度)

説明会の日程をご案内しますので、ご本人やご家族、事業所の担当者の方、主治医や医療スタッフの方など、どなた様からでも構いませんので、センターに直接電話などでお問い合わせください。

ただし「リワーク支援説明会」へのご予約に関しては、ご本人さまからセンターに直接お電話をいただき、受け付けております。

Q4：リワーク支援は申し込みから支援開始まで時間がかかるように聞きました。どのくらいかかりますか？

→当センターのリワーク支援は説明会実施後、①事前相談(約 4～6週間)、②リワークセミナー(約 4 週間)、③リワーク支援(標準2～3ヶ月)と3つのステップを設けています。スケジュールのイメージは別添「リワーク支援(職場復帰支援)のご案内」をご参照ください。

Q5：リワーク支援開始に必要な「三者合意」とは何ですか？

→リワーク支援の実施について、ご本人、主治医、事業所すべての同意を書面でいただくこと（「三者合意」）が支援開始の条件となっております。三者合意は事前相談やリワークセミナーの期間中などに担当カウンセラーがコーディネートを行います。そのため、診察に同伴させていただいたり、事業所を訪問し担当者の方と打ち合わせ等をさせていただく場合があります。

Q6：標準支援期間は2～3ヵ月程度と聞きました。もっと短い期間で利用したいのですが・・・

→当センターではリワーク支援「標準コース」の他、リワーク支援「短期コース」と職業準備支援を利用した「在職者コース」をご用意しています。詳細は別添「リワーク支援(職場復帰支援)のご案内」をご参照ください。